

「道の駅あがの」モニュメント製作・設置業務仕様書

1 件名

「道の駅あがの」モニュメント製作・設置業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、新潟市境に近い国道49号水原バイパスに隣接する広域的な拠点施設「道の駅あがの」の芝生広場内に巨大モニュメント(AGANO)を設置することで、更なる利用者の増加や新たな阿賀野市をPRするために観光シンボルの作成を実施するものである。

4 設置予定場所(別添「位置図」参照)

「道の駅あがの」芝生広場内(モニュメントの背景に五頭山が見える位置。)

5 業務内容

本業務は事業趣旨を勘案のうえ、モニュメントの企画、デザイン、設計、製作、設置の企画運営を行うものとする。

(1)事業コンセプト

- ア 阿賀野市のゲートウェイである「道の駅あがの」での観光シンボルとして、ロケーションとの融合
- イ 観光ツーリズムの推進
- ウ 市の魅力の発信と認知度の向上

(2)デザイン

- ア 本事業の趣旨や事業コンセプトを十分理解し、視認性が高く魅力的なデザインとする。
- イ モニュメントの文字表記は、英語で「AGANO」とすること。
- ウ モニュメントのデザインに阿賀野市イメージキャラクター「ごずっちょ」を忠実に再現し、使用すること。
使用する阿賀野市イメージキャラクター「ごずっちょ」は、市ホームページのごずっちょイラスト一覧に掲載されているものとする。
- エ 周辺の景観や環境と調和が図れるものとする。
- オ 写真撮影やSNSでの投稿を意識するとともに、強度等安全面にも配慮したデザインとすること。

(3) サイズ

モニュメントの1文字あたりの寸法は、概ね以下とおりとする。

高さ	幅	奥行
1.8m以内	1.8m以内	1.0m以内

(4) 設計、製作及び設置

ア 屋外設置及び設置後に想定される作用(風雨雷紫外線、第三者による乗りかかり、引っ張り、高温等による変形、変色等)に耐え得る材質とする。

また、耐用年数は10年以上とする。

イ 設置するモニュメントに触れるお客様の安全対策に考慮する。

ウ 土台及び造形物部分の寸法、材質に関する設計資料を作成・提出する。

エ モニュメント周辺の外構工事は本事業に含めないものとする。ただしモニュメントの魅力を高めるため、造形物に付随して設置するものはこの限りではない。

オ 基礎(地中部分)は基本的に深さ0.60m程度とするが、地下埋設物等がある場合は、管理者等と協議し状況に応じた設計とすること。

カ 設置作業時は周囲に十分注意し、施設利用者び周囲の安全を確保すること。

キ 設置が完了した後、受注者は速やかに市が指示する下記の書類を提出すること。

- ・設置前と設置後及び作業状況のわかる写真一覧(JPG データ)。
- ・その他市が指示するもの。

(5) 関係者協議

ア 設置予定場所については、施工にあたり関係機関と調整を図ること。

イ 施設管理者等に必要な手続は、市が申請業務等を行うこととする。

(6) 関連業務

ア 各種関連団体との連絡調整及び必要な打合せ

イ その他業務遂行に際し必要となる業務

(7) その他

ア 市の意思により、修正作業を指示することがある。

イ アンブッシュ対策に配慮すること。

ウ 本業務の履行に係る法令、条例等を遵守すること。

6 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸

- 与権)、第27条(翻訳権、翻訳権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する著作権者の権利)に規定する権利を市に無償で譲渡するものとする。
- イ 市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ウ 受注者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

7 成果品

(1)成果品等の履行期限及び提出方法

- ア 「5 業務内容」中に示す、装飾物デザイン・設計図・会場レイアウト・各種図面等については、その内容を市とあらかじめ協議を行うとともに、紙媒体及び電子データ(Word、Excel、PowerPoint 等編集可能な形式)を市が指定する期日までに提出すること。
- イ 5(4)キにかかる設置作業の状況がわかる写真一覧については、市が指定する期日までに提出すること。
- ウ 業務全体にかかる完了報告書は、紙媒体及び電子媒体(CD-ROM)にとりまとめ、工事期間内に提出すること。
- エ モニュメントの製作・設置業務の履行期限は、令和8年3月31日とする。

(2)提出場所

阿賀野市役所 産業建設部 商工観光課

8 その他

- ・本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、市と受注者による協議のうえ、必要な変更を加えて決定するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受注者が協議のうえ、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。